



インターネット上の人権侵害 —忘れられる権利とは—

神田 知宏 Kanda Tomohiro 弁護士・弁理士

プログラマー、ITベンチャー起業を経て、弁護士(第二東京弁護士会)。著書に「ネット検索が怖い「忘れられる権利」の現状と活用」(ポプラ新書)、「ネット社会と忘れられる権利—個人データ削除の裁判例とその法理」(共著、現代人文社)、他パソコン入門書など多数。

はじめに

近年、インターネットをめぐる法律相談が増え続けています。特に、私のもとへは「インターネットでの誹謗中傷に苦しんでいる」「個人情報ひぼうがインターネットに表示され困っている」「検索結果を見るのが怖い」「インターネットの情報を消さずには死ねない」などといった、人権侵害をめぐる相談が数多く寄せられています。法務省が公表した資料によると、2014年には1,429件(前年比49.3%増)の「インターネットを利用した人権侵犯」事件について、救済手続きを開始したとのこと*。

かつては「人のうわさも75日」といわれ、多くの人が他人の情報を忘れ、自分の苦しい過去も記憶の片隅にしまい込むことで、平穏な生活を送ることができました。しかし今はどうでしょう。インターネットは決して忘れません。何年、何十年のときを経ても、心ない誰かが書いた誹謗中傷や、過去のプライバシーがいつでも、どこでも、一瞬にして、手元のスマートフォンに表示されるのです。これでは平穏に暮らすことなど望めません。

そこで昨今、注目を集めているのが「忘れられる権利」です。2012年にEUの法令案に規定され、日本でも紹介されました。もっとも、日本で「忘れられる権利」という場合、EUの法令案での意味よりも広く、インターネット情報の削除

請求権の全般、または、検索サイトに対する検索結果の削除請求権、という意味で使われていることが多いと思います。

いずれにせよ忘れられる権利は、インターネット時代に、人々が平穏に暮らしていくために必要となった新しい人権、と呼べるものです。

忘れられる権利の使い方

(1) 削除請求できる情報

忘れられる権利といっても、一方で表現の自由や知る権利といった法的利益がありますから、何でも消せるわけではありません。削除請求できるのは「違法」な情報だけです。

削除請求できる情報の代表格は ①**名誉毀損** ②**プライバシー侵害** ③**侮辱** の3類型です。

それぞれについて説明しましょう。

① 名誉毀損

法的には「人の社会的評価を傷付ける」という基準で判断されます。例えば「そんなひどい人・会社だったのか」と思われるような内容です。名誉毀損は真実でも虚偽でも成立する、という知識をお持ちかもしれませんが、実際には表現の自由、知る権利を守るため、真実の情報は原則として削除請求ができません。

② プライバシー侵害

法的には「私生活上の事実」で「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しない」情報で「一般の人々に未だ知られていない」情報といった基準で判断されます。ポイントは「誰であっても公開を欲しない」情報が

* <http://www.moj.go.jp/content/001139436.pdf>

どうかです。よく「インターネットから“自分の名前”を消したい」という相談を受けますが、名前だけでは「誰であっても公開を欲しない」情報とはいえないため、削除請求はできません。病歴、資産、家族関係、住所などであれば、多くは削除請求の対象になり得ます。もっとも、過去に自ら公開していた個人情報ですと、プライバシーの放棄があったものと理解され、削除請求できないケースもあります。

③侮辱

民事では「名誉感情の侵害」が基準になります。平たく表現すると「プライドが傷付いたかどうか」です。ただ、プライドには個人差がありますので、誰であってもプライドが傷つくような程度のひどいもの、という条件が付きます。

(2)削除請求の相手

違法な情報を削除請求する相手は、①書いた本人 ②掲示板運営会社、ブログ運営会社等のサイト管理者 ③掲示板やブログが保存されているサーバー運営会社、が考えられます。

もっとも、インターネットは匿名サイト、匿名投稿がほとんどですから、実名登録型のSNSでもない限り、書いた本人が分かることは稀です。そのため一般には、掲示板運営会社やブログ運営会社等に削除請求することになり、個人が匿名で運営しているサイトであれば、サーバー運営会社に削除請求することになります。

しかし、最近では、個人が海外のレンタルサーバーをクレジットカード情報だけで借り、匿名で運営しているサイトも多くなりました。そのため事実上、削除請求が難しいケースも増えています。また、削除請求したい情報がインターネット上で拡散されて多数に上り、1つ1つ削除請求しては時間も労力も費用もかかり、人権保障が十分に図れないこともあります。

そのようなケースでは、せめて検索サイトから検索結果を削除することで、違法な情報にたどり着けないようにする、という方法が考えら

れます。この場合、削除請求の相手は ④Google やYahoo!JAPANといった検索サイトの運営会社となります。

(3)削除請求の方法

名誉毀損情報やプライバシー侵害情報の削除請求について、請求者側からの手続きを規定した法律はありません。

そのため、削除請求の相手へは、メール、お問い合わせフォーム、手紙等、どのような手段で削除請求しても構いませんし、記入しなければならぬ必須の情報というものもありません。

ただし、大手のサイト管理会社は、テレコムサービス協会プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の「送信防止措置依頼書」*という書面での削除請求を要求していることがあります。この書面で削除請求する場合、記入事項が決まっており、本人確認書類の添付も求められます。

削除請求を受けた掲示板運営会社、ブログ運営会社等は、投稿者と連絡が取れる場合は「削除請求が来ている」ことを伝えて削除の可否について意見を聞き、また、社内でも検討し、投稿者が削除に同意しているか、違法な情報であるかを確認したうえで削除します。逆に、投稿者が削除に同意せず、管理会社でも違法な情報かどうか判断できない場合には、削除拒否という結論になることもあります。

削除が拒否された場合でも、削除仮処分、削除請求訴訟といった方法で裁判所の判断を仰ぎ、裁判所の命令により、情報を削除してもらえる場合があります(図)。

加害者とならないために

(1)加害者の法的責任

インターネットでの情報発信がとても簡単になった昨今、うっかり他人に対する名誉毀損・

* http://www.isplaw.jp/p_form.pdf

プライバシー侵害となる情報や、侮辱する情報を書いてしまう可能性がないとはいえません。

情報を発信する権利・自由には、義務・責任が伴います。もし、そういった違法な情報を書いてしまうと、民事上は損害賠償として慰謝料(数十万円から100万円程度+投稿者の調査にかかった弁護士費用)の支払いを求められ、刑事上は名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪として刑事手続きの対象となる可能性があります。

(2)加害者とならないために注意すべきこと

インターネットでの情報発信で加害者とならないために注意すべきことはシンプルです。「情報発信に責任を持てるかどうか常に意識すること」です。

匿名サイトであっても、投稿者に関する何らかの痕跡が残ります。これを手がかりに投稿者が特定されるケースも珍しくない、という点を意識してください。誰かに見られていると思えば、違法な投稿を思いとどまることができるはずです。

また、情報を発信する際には、自分が冷静かどうかを再確認してください。熱くなった勢いで感情に任せて情報発信すると、しまった、と思ったときには、既に情報が拡散され、取り返しがつかなくなっていることもあります。

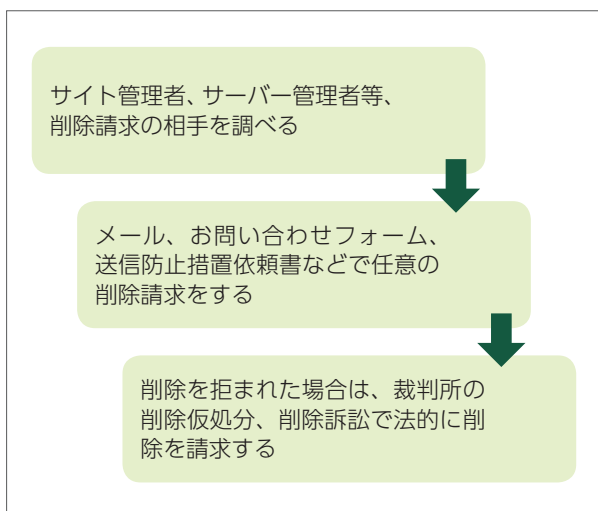


図 削除請求の方法

同じことは義憤に駆られ情報発信する場合にも当てはまります。果たしてその義憤が法的に許されるものか、それとも単なる私刑だと評価されるのか、冷静になってチェックする必要があります。

被害者とならないために

(1)被害者とならないための注意点

一般には、被害者には“何の落ち度もない”と考えられますが、インターネットの場合、誹謗中傷されやすい状況や原因を自分自身で作っている、というケースもあります。

相手は匿名の投稿者ですから、面と向かっては言われ^{ねた}ないような“本音”がそのまま投稿されがちです。妬み、恨み、といったマイナスの感情、知られたくない個人情報などを書かれないようにするには、SNSでの人間関係や自慢話にも注意が必要かもしれません。

また、個人情報の出し過ぎ、公開し過ぎにも注意が必要です。自分の写真や思い出を共有できることもSNSの楽しみの1つですが、写真も含めて個人情報を出し過ぎると、後で第三者にどんな使われ方をするか分かりません。個人情報を投稿する際には、公開しても問題のない内容かどうかを確認したり、どの範囲の人に公開される情報なのかを再確認したりすることが重要です。

そういった確認作業は、自分自身を守るだけでなく、一緒に写真に写っている知人、友人のプライバシーを守ることにもつながります。

(2)被害者となってしまったら

万が一、インターネットでの誹謗中傷、プライバシー侵害などの被害者となってしまった場合には、いわゆる忘れられる権利により、違法な情報を削除してもらうことが、被害回復、人権保障には有効です。

また、1人で悩みを抱え込まず、法務省、弁護士会の法律相談などに相談することも有効です。